

県立三室病院の医療機能等の検討支援及び資料作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

県立三室病院の医療機能等の検討支援及び資料作成業務委託について、事業者に業務を委託するにあたり、その事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定めるものとします。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

県立三室病院の医療機能等の検討支援及び資料作成業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から平成25年3月29日まで

(3) 委託業務の内容

新県立奈良病院との役割分担及び連携が求められ、かつ西和地域に密着した県立三室病院が今後担うべき診療機能等を検討するにあたり、必要な業務を委託します。

なお、詳細は、「県立三室病院の医療機能等の検討支援及び資料作成業務委託仕様書」によります。

(4) 委託金額

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

これを超えた場合は契約を行いません。

支払いは、業務の完了を確認したうえで、一括して行います。

(5) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30（奈良県庁舎主棟3階）

奈良県医療政策部医療管理課 県立病院企画係

（電話）0742-27-8647

（FAX）0742-22-7471

（E-mail）iryokanri@office.pref.nara.lg.jp

3. 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たすものとします。

- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更正手続中でないこと。
- 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程による奈良県競争入札参加資格者名簿に、営業種目「Q4検査・分析・調査業務又はQ7諸サービス」で登録されている者であること。
- 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないものであること。
- 公立病院の再整備にかかる、周辺地域の調査（患者数動向調査、医療需要状況分析等）及びそれらを踏まえた診療機能検討の資料作成を過去に受託し、履行した実績を有するものであること。

4. 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書、及び提案書を指定期限までに提出してください。

5. 公募型プロポーザル実施要領等の交付期間、交付場所等

(1) 交付期間

平成24年11月2日(金)から平成24年11月9日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時半から午後5時まで。)

(2) 交付場所

〒630-8501 奈良市登大路町30番地(奈良県庁舎主棟3F)
奈良県医療政策部医療管理課 県立病院企画係

(3) 交付資料

- 県立三室病院の医療機能等の検討支援及び資料作成業務委託公募型プロポーザル実施要領
- 県立三室病院の医療機能等の検討支援及び資料作成業務委託仕様書
- 参加申込書(様式1)、資格調書(様式2)
- 質問票(様式3)
- 提案書(様式4~7)
- 平成24年度奈良県立病院概要

※上記交付資料は、下記URLからもご覧いただけます。

→奈良県医療管理課ホームページ

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-4182.htm

6. 説明会の開催

本プロポーザルの実施にかかる説明会は開催しません。

7. 参加申込書の提出

(1) 提出期間

平成24年11月2日(金)から平成24年11月9日(金)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時半から午後5時まで。)

(2) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30(奈良県庁舎主棟3階)
奈良県医療政策部医療管理課 県立病院企画係

(3) 提出書類

- ・参加申込書(様式1)
- ・資格調書(様式2)

(4) 提出方法

持参、または郵送により提出してください。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成24年11月9日(金)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(5) 備考

提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査し、不適切な場合は、非選定の通知を行います。

8. 質問、及び回答

(1) 受付期間

平成24年11月2日(金)から平成24年11月14日(水)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時半から午後5時まで。)

(2) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30(奈良県庁舎主棟3階)
奈良県医療政策部医療管理課 県立病院企画係

(3) 質問方法

別紙「質問票」(様式3)に質問内容を記入し、下記のFAX番号、または電子メールアドレスあて送付してください。送付後は、到着確認の連絡をしてください(074

2-27-8647)。

尚、電話、口頭での質問は受け付けません。

(FAX) 0742-22-7471

(E-mail) iryokanri@office.pref.nara.lg.jp

(4) 質問事項の回答

上記の受付期間内に受理した質問を全てまとめ、参加申込書の提出があった全事業者あて、平成24年11月16日(金)までに、FAX、または電子メールで回答します。

9. 提案書(様式4~7)の提出

(1) 提出期間

平成24年11月2日(金)から平成24年11月27日(火)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時半から午後5時まで。)

(2) 提出場所

〒630-8501 奈良市登大路町30(奈良県庁舎主棟3階)
奈良県医療政策部医療管理課 県立病院企画係

(3) 提案書類

- ・提案書表紙(様式4)
- ・業務実施体制(様式5)
- ・提案書(様式6)
- ・見積書(様式7)

(4) 提出方法

持参、又は郵送により提出してください。

なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、平成24年11月27日(火)午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(5) 提出部数

1部(併せて写しを8部提出してください)

(6) その他

- ・用紙の規格は、A4版・左綴じとします。
- ・なお、提案者実施体制を1ページとし、各ページに通し番号をふってください。
- ・提案書表紙(様式4)には、代表者の押印が必要です。

10. ヒアリング

提案者に対して、提案内容の質疑及び補足説明を求めるため、ヒアリングを実施します。

(1) 日時

平成24年12月上~中旬(後日、参加希望者に対し詳細を連絡します。)

(2) 場所

〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁舎内
又は〒636-0802 生駒郡三郷町三室1-14-16 三室病院内(予定)

(3) 留意事項

- ・時間は1提案者あたり30分(提案者からの説明15分、質疑応答15分)程度を予定しています。
- ・ヒアリングにかかる費用は提案者の負担とします。
- ・ヒアリングには、当支援業務を担当する予定のスタッフの参加を必須とします。

11. 審査結果

奈良県は、別紙の「県立三室病院の医療機能等の検討支援及び資料作成業務委託の事業者選定基準」に基づき審査を行い、最も高得点を獲得した事業者を最優秀提案者として選定します。

審査結果は、概ね7日以内に文書により提案者あて通知します。

1 2. 契約の不締結

最優秀提案者の選定後、最優秀提案者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

1 3. 契約の解除

契約締結後、契約者について8の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、11の①、③、④及び⑤中、「最優秀提案者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

1 4. その他

- 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合があります。
- 提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- 提案に要する経費は、各事業者の負担とします。
- 提出されたすべての書類は、返却しないものとします。ただし、このプロポーザルに係る審査以外に使用しません。
- 提出されたすべての書類は、奈良県情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報等は非公開）となります。
- 提案書等に虚偽の記載をした場合には、失格とします。
- 提案書等の受理後の差し替え、及び追加・削除は、原則として認めません。
- 提案事業者が3者に達しない場合は、最優秀提案者の選定を行わないことがあります。
- 審査の結果、事業者選定基準に定める基準点を満たす事業者がない場合は、最優秀提案者の選定を行わないことがあります。
- その他、定めのない事項については、地方自治法、同施行令、及びその他関係法令、並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県財務規則、及びその他奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとします。